

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表（令和8年4月1日改正）

赤字下線：今回改正箇所

改正前	改正後
<p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>2 その他原価</p> <p>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。</p> <p>なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費、福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p>	<p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>2 その他原価</p> <p>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。</p> <p>なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費、福利厚生費、水道光熱費、<u>熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）</u>等の経費とする。</p> <p><u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p>

